



地域共生社会の推進に向けた「かわら版」

包括的支援と多様な参加・協働の推進を目指して

令和元年9月2日発行

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化しており、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。この「かわら版」は、地域共生社会の推進に関わる情報について、全国の自治体の皆様との情報共有を目的として、社会・援護局地域福祉課よりお届けいたします。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『**縦割り**』や「**支え手**」「**受け手**」という**関係を超えて**、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会**



就任挨拶

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室
地域共生社会推進室併任 室長 吉田 昌司



令和元年7月9日付けで生活困窮者自立支援室長と併せて、地域共生社会推進室長に着任した吉田昌司と申します。この分野を担当することは初めてですが、これまでに介護分野での介護予防・日常生活支援総合事業の立ち上げや、出向した岡山県倉敷市において高齢者が活躍できる地域づくりを進めた経験等があります。

地域共生社会推進に向けては、厚生労働省が平成27年9月にお示した「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」からはじまり、社会福祉法の改正等を経て、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策を検討するフェーズへと進んでおります。

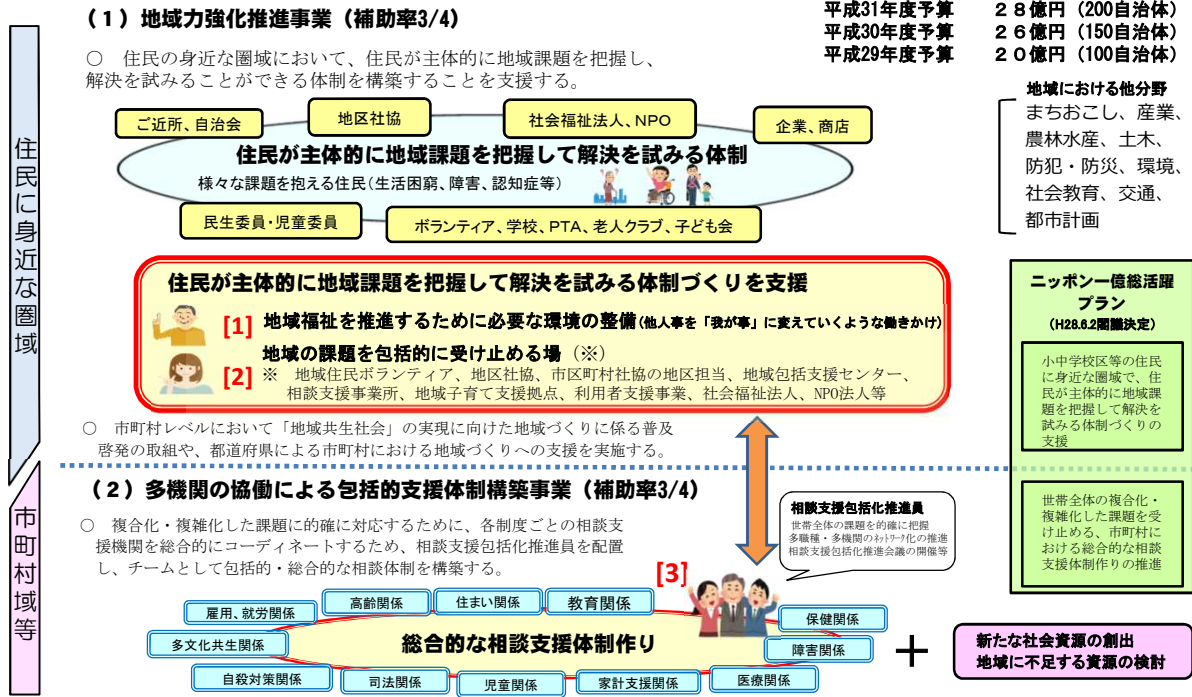
地域共生社会推進検討会の中間とりまとめでも示されているとおり、今回の検討は、時代の変化とともに脆くなりつつある、人と人、人と地域のつながりが生まれやすくするための環境整備を進めるものであり、厚生労働省としても新たな挑戦です。今後、制度改正に向けて、更に検討を進めていきますが、自治体の皆さんがそれぞれ知恵を絞って実施いただいているモデル事業の内容も参考にしつつ、自由度の高い制度にしたいと考えています。

よりよい仕組みにするため、今後も自治体の皆さんと研修会やブロック会議等を通じて、意見交換等しながら、取り組みを進めていきたいと考えております。どうぞ宜しくお願いいたします。

今年度の予定等について

社会福祉法第106条の3の規定に基づき包括的な支援体制を整備する市町村等の創意工夫ある取組を支援することにより、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ることを目的とした「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（以下、モデル事業）」について、今年度は208自治体が事業実施することになりました。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進



研修会

国が開催する研修会については、10月後半を目処に準備を進めています。この研修会については、1～2年目のモデル事業実施自治体と実践者を対象として、東京都内にて2日間を予定しております。演習を通しながら、取組内容の共有しつつ、交流やネットワーク構築に重きを置いた内容を予定しております。（開催日時については、9月20日頃にご案内できる見込みです）



【平成30年度 研修会の風景】

ブロック会議

モデル事業実施自治体が主体となって、昨年度より全国11エリアでのブロック会議が動いています。このブロック会議については、主に3～4年目のモデル事業実施自治体に向けた情報提供や進捗状況などのヒアリングを目的として、地域福祉課からも担当職員が参加いたします。

合同説明会

モデル事業実施自治体を対象に、最新の検討状況についての情報提供や意見交換を目的とした説明会を、令和2年2月頃に東京都内にて開催いたします。

フォーラム

「地域共生社会フォーラム」を令和2年2月頃に東京都内にて開催する予定です。このフォーラムに関しては、モデル実施自治体以外の皆様にもご参加いただける見込みとなっております。内容としては、モデル自治体からの実践報告や、有識者や実践者などを交えて、今後の取組推進へ向けた議論を行うシンポジウムを計画しております。

※これらの内容については、現時点での見通しであり、変更等があり得ることを予めご了承ください。また、詳細については随時、都道府県を通じてお知らせいたします。

その他

令和2年度の厚生労働省所管予算概算要求をホームページ上で公開しております。

厚生労働省ホーム > 政策について >
予算および決算・税制の概要 > 予算
<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/>



地域共生社会推進検討会

令和元年5月16日(木)にスタートした「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」において、中間とりまとめを公表しております。是非ご一読いただき、庁内の他部局や関係する機関等と共有いただければ幸いです。

本文や第1回から第5回までの検討会の資料等もアップロードしております。今後も最終とりまとめに向けた資料や議事録等を更新してまいりますので、適宜ご確認いただけますようお願いいたします。

ホームページのアドレス：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04612.html



地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 中間とりまとめ(抄) 令和元年7月19日

1 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 今後、福祉政策の新たなアプローチの下で制度を検討する際には、現行の現金・現物給付の制度に加えて、
・専門職の伴走型支援により地域や社会とのつながりが希薄な個人をつなぎ戻していくことで包摂を実現していく視点
・地域社会に多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を進める視点
の双方が重要であり、これらが相まって地域における重層的なセーフティネットとして機能する。
- 福祉の対人支援においては、従来の具体的な課題解決を目的とするアプローチと併せて、つながり続けることを目的とするアプローチの機能の充実が求められる。

2 具体的な対応の方向性

(1) 包括的支援体制の整備促進のための方策

- 福祉政策の新たなアプローチを実現するための包括的な支援体制は、大きく以下の3つの機能を一体的に具えることが必要であり、そのような体制の整備に積極的に取り組む市町村に対して、国としても政策的な支援を行うべきである。
- ・断らない相談支援 ・参加支援（社会とのつながりや参加の支援） ・地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援
- このような包括的支援体制を、各市町村がそれぞれの状況に合わせて整備することを後押しする観点から、属性や課題に基づいた縦割りの制度を再整理する新たな制度枠組みの創設を検討すべきである。
- 新たな制度枠組みに対する国の財政支援についても、市町村が住民一人ひとりのニーズや地域の個性に基づいて、柔軟かつ円滑に支援が提供できるような仕組みを検討すべきである。その際、従来の経費の性格の維持など、国による財政保障の在り方にも十分配慮すべきである。

(2) 多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の促進

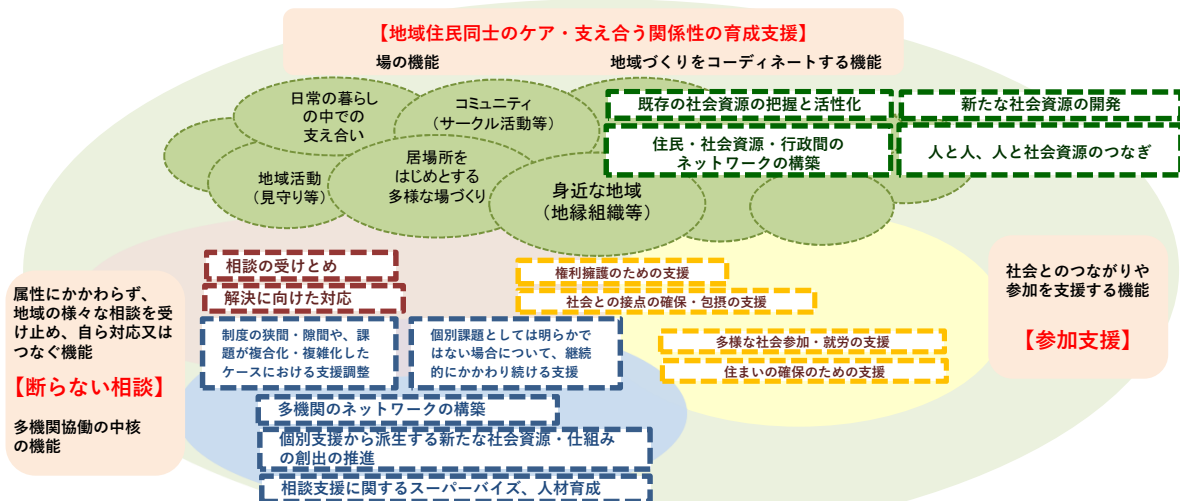
- 地方創生施策やまちづくり施策など他の分野との連携を進めるとともに、福祉、地方創生、まちづくり、住宅施策、地域自治、環境保全などの関係者が相互の接点を広げ、地域を構成する多様な主体が出会い、学びあうことのできる「プラットフォーム」を構築するとともに、「プラットフォーム」における気づきを契機として、複数分野の関係者が協働し地域づくりに向けた活動を展開することのできる方策を検討すべきである。

3 今後の主な検討項目

- ・参加支援の具体的内容
- ・広域自治体としての都道府県の役割
- ・包括的支援体制の圏域、協議体、計画、人員配置等のあり方
- ・保健医療福祉の担い手の参画促進

新たな包括的な支援の機能等について

- ◆ これまでのご意見を踏まえ整理をすると、断らない相談と一体で参加支援（社会とのつながりや参加の支援）や「地域住民同士のケア・支え合う関係性」を広げる取組を含む市町村における包括的な支援体制を構築することにより、「つながり続ける」伴走支援が具体化でき、
- 社会とのつながりや参加を基礎とした個人個人の自律的な生
- 地域やコミュニティにおける包摂を目指すことができる。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話03-5253-1111(代表) FAX 03-3592-1459